

専門職大学院制度と現状について

専門職大学院制度の創設の経緯

「21世紀の大学像と今後の改革方針について」（答申）（平成10年10月26日）

特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置を促進する

平成11年 高度専門職業人の養成に特化した大学院の修士課程（専門大学院）を制度化

「大学院における高度専門職業人養成について」（答申）（平成14年8月5日）

専門大学院制度は、従来の大学院（修士課程）の枠内で制度設計

- 従来の大学院修士課程における研究指導、修士論文との関係から、修了要件として特定の課題についての研究の成果の審査に合格することを制度上課し、これについて個別の課題についての研究の実施に対する指導を行うこととしていること
- この指導のために相当数の研究指導担当教員の配置を求めていること 等

このような制度の枠組みが、さらに、様々な分野でその求められる能力に適した高度な専門職業人を養成するための実践的な教育を展開していく上で制約となることが指摘

今後、国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たしていくため、現行の専門大学院制度を更に発展させ、様々な職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能にする新たな大学院制度を創設する必要

平成15年3月 専門職大学院設置基準の制定

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

2 博士, 修士, 専門職学位課程の目的・役割の焦点化

我が国では、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けを持ち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。我が国の大学院教育を国際的な通用性、信頼性のあるものとしていくためには、この「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、各課程の目的に応じて、教育研究分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

【博士課程】

研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】

幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】

幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

※専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅いが、現在、その発展が積極的に図られている。その一方で、新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮かび上がってきており、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院(専門職学位課程)の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考える。その際には、学士、修士、博士のそれぞれに係る課程の在り方や相互関係、大学、大学院、学部といった法令上の用語の使われ方の再整理等も視野に入れつつ、検討が進められていくことが望まれる。

<専門職学位課程>

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

このため、各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくこと、すなわち、特定の職業分野を担う人材の養成を行う専門職学位課程として、その基礎となる共通の課程の在り方（標準修業年限・修了要件、教員組織、教育内容・方法等）の社会的定着と制度的な確立を図ることが不可欠である。

このような特定分野に関する共通の課程の在り方が社会的、制度的に確立されることを前提として、例えば、法科大学院を修了した者に授与される法務博士（専門職）のように、専門職学位として新たな学位の名称が必要か否かを検討することが必要となると考えられる。なお、専門職学位課程は、各種の精巧な職業技術の習得等を主目的とする趣旨のものではなく、あくまでも「理論と実務の架橋」を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職（プロフェッション）そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した仕組みであって、大学院教育にこのような役割を果たすことが求められ、また、役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待されるものである。

このため、専門職学位課程の評価について、大学関係者が、関係する業界、職能団体等を含めて組織的な専門的評価機能を発展させていくことが強く求められる。

○ **人社系大学院の専門職学位課程**

専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。

その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程としてふさわしい教育水準が維持されることが重要である。

○ **理工農系大学院の専門職学位課程**

これまで修士課程及び博士課程（前期）において、高度専門職業人を養成してきた実績を踏まえつつ、各大学院が人材養成目的に沿って対応していく必要がある。

○ **医療系大学院の専門職学位課程**

医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。このため、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要である。

なお、米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、多角的な検討と十分な議論を必要とすることから、今後、中期的な課題として関係者による十分な検討が必要である。

4 大学院教育の改善方策

(3) 専門職大学院の質の向上

専門職大学院制度は、社会経済の各分野で指導的役割を果たすとともに、国際的にも活躍するための知見と応用力を有する高度専門職業人を養成することを目的として創設されたものである。

専門職大学院の急速な広がりに伴い、社会的要請を踏まえたカリキュラムの在り方や産業界等との連携、他の学位課程や学校種との関係等についての諸課題が指摘されていることから、制度創設の理念に立ち返り、本来の役割や機能に照らし合わせて、その在り方を再検討する必要がある。

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程、修士課程又は博士課程を担当する教員は、教育研究上支障がない場合には、他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができることとされているが、専門職大学院については、設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は、他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは、専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り、教育の質を担保することや、専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方、専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から、制度創設後10年間の特例として、他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが(専門職大学院設置基準附則第2項)、この特例は平成25年度で終了する。

このため、特例措置終了後の教員組織の在り方について、専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際、理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案すると、専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要である。

また、大学における教育と研究は一体であり、学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも、相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから、教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや、流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ、教育研究の質保証の観点に留意しつつ、上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

⇒(事務局注) 専門職大学院設置基準改正により措置済み(平成24年11月19日)

(設置基準上の必置専任教員については、学部・修士課程を担当する教員が兼ねることができない)

<認証評価の見直し>

専門職大学院の認証評価については、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが（学校教育法施行規則第167条第2号）、専門職大学院の質保証の観点から、この特例措置を廃止することが適当である。

⇒（事務局注）学校教育法施行規則改正により措置済み（平成23年7月29日）

（分野別認証評価について、自己点検及び評価の結果について当該大学の職員以外の者により検証し、その結果を公表することによって認証評価機関による評価に代えることができるとの規定を廃止）

また、各認証評価機関は、恒常的に大学の質を保証するためにも、評価基準や実施方法を不断に検証し改善していく必要があり、カリキュラムの充実度、学生の修了後の進路や、教員の資質・能力等の向上のための取組状況などの項目を導入することにより、より質に重点を置いた評価を行っていくことが望まれる。また、そのための関係規定の改正なども検討する必要がある。

<実務家教員の明確化>

実務家教員に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限は規定されているが、専門職大学院ごとの実務家教員の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める実務家教員の割合の取扱い等の明確化の検討が必要である。

<優れた理論と実務教育のバランスに配慮した柔軟な教育プログラムの提供>

専門職大学院は、高度専門職業人の養成に特化し、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する役割を担っていることから、優れた理論と実務教育のバランスに配慮した体系的なカリキュラムの確立が不可欠である。その上で、学部新卒者や職業人など背景の異なる学生の多様なニーズに配慮した教育内容の充実を図る必要があり、実務経験や分野の特性に応じた2年未満の標準修業年限の設定などを含め、教育上の必要に応じた柔軟な対応も求められる。

このため、産業界や職能団体等との連携協力により、基礎的な知識・能力に関する共通的な到達目標の設定や教材開発等の取組を促進するとともに、特色ある教育拠点の形成を促進し、修了者が社会で能力を発揮し評価される環境を整える必要がある。

(参考) 専門職大学院 教員組織の状況 (H22-H27)

	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率	専任教員数	うち実務家教員数	実務家教員比率
ビジネス・MOT	573	317	55.3%	568	311	54.8%	575	322	56.0%	575	322	56.0%	593	338	57.0%	593	344	58.0%
会計	258	117	45.3%	247	111	44.9%	234	105	44.9%	234	105	44.9%	218	105	48.2%	204	92	45.1%
公共政策	122	40	32.8%	113	37	32.7%	123	43	35.0%	123	43	35.0%	121	45	37.2%	118	43	36.4%
公衆衛生	62	25	40.3%	81	30	37.0%	80	33	41.3%	80	33	41.3%	74	27	36.5%	78	28	35.9%
知的財産	38	20	52.6%	40	21	52.5%	43	24	55.8%	43	24	55.8%	39	30	76.9%	36	28	77.8%
臨床心理	43	18	41.9%	52	22	42.3%	52	22	42.3%	52	22	42.3%	49	25	51.0%	50	24	48.0%
その他	236	109	46.2%	226	97	42.9%	234	106	45.3%	231	103	44.6%	233	113	48.5%	240	114	47.5%
法科大学院	-	-	-	1,632	536	32.8%	1,600	522	32.6%	1,605	526	32.8%	1,506	496	32.9%	1,401	460	32.8%
教職大学院	-	-	-	427	191	44.7%	414	183	44.2%	414	183	44.2%	419	194	46.3%	457	210	46.0%
合計	1,332	646	48.5%	1,327	629	47.4%	1,341	655	48.8%	1,338	652	48.7%	1,327	683	51.5%	1,319	673	51.0%

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設

学校教育法上の目的

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

制度の概要

(1) 標準修業年限

- ・ 2年（法科大学院は3年）

(2) 修了要件

- ・ 30単位以上 ※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
- ・ 一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない

(3) 教員組織

- ・ 必要専任教員中の3割以上は実務家教員 ※法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上

(4) 教育内容

- ・ 理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施
- ・ 事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本

①フィールドワーク

設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。

②ワークショップ

設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。

③シミュレーション

授業テーマ等に関わる条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。

④ロールプレイング

ある条件を設定し、その条件下で学生に役割（例えば批判する側と推進する側等）を割り当てて事例の検討を行う。

(5) 学 位

- ・ ○○修士（専門職）（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）等

(6) 認証評価

- ・ 教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

修士課程との比較

	修士課程	専門職学位課程		
		専門職大学院	法科大学院	教職大学院
標準修業年限	2年	2年	3年	2年
修了要件	30単位以上 修士論文作成 (研究指導)	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
専任教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数		
実務家教員	—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究 ・現地調査 ・双方向・多方向に行われる 討論・質疑応答 	①同左 ②少人数教育が基本 (法律基本科目は50人が標準)	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
学位	修士(〇〇)	〇〇修士(専門職)	法務博士(専門職)	教職修士(専門職)
認証評価	—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		

分野別専攻数一覧（開講年度別）

分野	開設年度													これまでに開設された専攻数合計	現在の専攻数合計※
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
ビジネス・MOT	6	7	7	8	2	3	-	1	-	1	-	-	-	35	33
会計	1	-	9	4	2	-	1	-	-	-	-	-	-	17	13
公共政策	1	3	2	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	9	8
公衆衛生	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4	4
知的財産	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	3
臨床心理	-	-	1	-	3	-	1	-	1	-	-	-	-	6	6
法科大学院	-	68	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	54
教職大学院	-	-	-	-	-	19	5	1	-	-	-	-	2	27	27
その他	-	5	2	5	1	3	1	-	-	-	-	-	-	17	14
合計	10	83	29	18	10	25	8	3	2	2	0	0	2	192	162

※平成27年7月1日現在、専門職大学院を置く大学は114大学

年度別専攻数・大学数一覧等

年度別専門職大学院数

※文部科学省調べ、学生募集停止中の大学院を除く

H22	H23	H24	H25	H26	H27
130校	128校	128校	124校	122校	114校

分野別専門職大学院数（H27）

分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数		
ビジネス・MOT	12	12	2	2	17	16	2	1	33	31
会計	2	2	1	1	9	9	1	1	13	13
公共政策	5	5	0	0	3	3	0	0	8	8
公衆衛生	3	3	0	0	1	1	0	0	4	4
知的財産	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	18	18	2	2	34	34	0	0	54	54
教職大学院	21	21	0	0	6	6	0	0	27	27
その他	1	1	4	3	8	7	1	1	14	12
合計	64	45	9	6	85	60	4	3	162	114

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。

※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

学生の入学・在籍状況

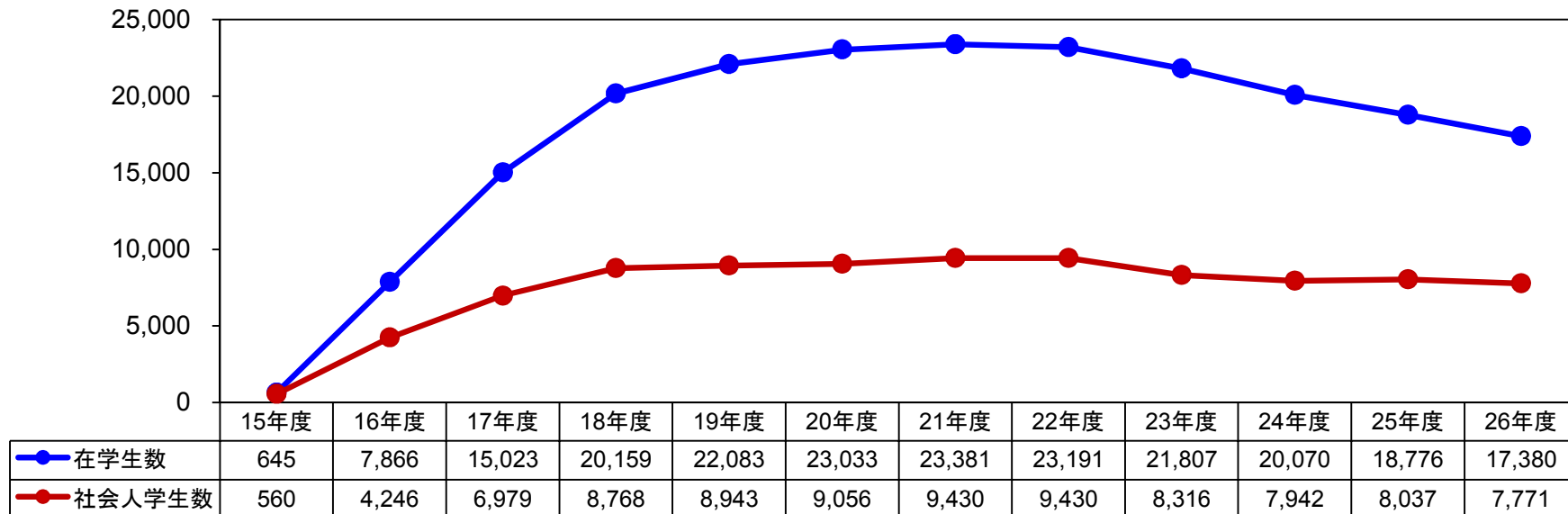
専門職大学院への入学者数

※文部科学省調べ

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
入学者数	8,214人	8,274人	7,720人	7,312人	6,707人	6,883人
(内訳)						
法科大学院	4,122人	3,620人	3,150人	2,698人	2,272人	2,201人
教職大学院	-	767人	782人	803人	772人	874人
ビジネス・MOT	1,929人	1,861人	1,995人	2,085人	2,119人	2,274人
会計	841人	801人	645人	561人	441人	465人
公共政策	373人	310人	308人	321人	275人	300人
公衆衛生	82人	87人	89人	103人	99人	96人
知的財産	143人	131人	118人	108人	82人	82人
臨床心理	126人	124人	121人	128人	117人	106人
その他	598人	573人	512人	505人	530人	485人

学生数の経年変化

出典：学校基本統計（学校基本調査報告書）



社会人学生への学習機会の提供

社会人学生への学習機会の提供

実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供することも、専門職大学院の重要な役割のひとつである

社会人学生が学修しやすくなるための配慮

① 社会人に配慮した入学者選抜

社会人に対して一般とは別の選抜枠や受験科目を設けるなどの入学者選抜を実施

② 夜間開講

社会人が仕事の後や休日に通学できるよう、平日夜間や土曜日に授業を実施

昼夜に関わらず自由に履修できる専門職大学院もある

③ サテライトキャンパス

仕事の後に通いやすいよう、都心にサテライトキャンパスを開設

④ 短期コース

社会人を対象とする場合など教育上必要があると認められるときは、短期コースの設定が可能

⑤ メディアを利用して行う授業の設定

社会人が教室以外でも履修できるよう、多様なメディアを高度に利用した授業を実施

分野別の社会人比率

	H23	H24	H25	H26	H27
法科大学院	-	24.5%	23.7%	22.5%	22.1%
教職大学院	46.0%	46.3%	45.0%	44.9%	45.4%
ビジネス・MOT	81.1%	83.0%	85.3%	87.9%	88.4%
会計	29.5%	31.0%	33.2%	38.9%	43.6%
公共政策	38.4%	38.7%	37.4%	40.4%	37.3%
公衆衛生	72.3%	63.9%	66.7%	75.8%	74.7%
知的財産	36.4%	30.1%	31.9%	35.2%	43.1%
臨床心理	25.0%	23.3%	20.4%	15.8%	18.2%
その他	47.4%	37.9%	37.8%	40.5%	37.4%

※文部科学省調べ

※社会人：在学者のうち、現に職に就いている者（企業退職者、主婦なども含む）

	社会人に配慮した入学者選抜の実施	勤務時間に配慮した授業時間の設定	サテライト・遠隔授業システムの整備	短期コースの設定	メディアを利用して行う授業の設定
法科大学院	15	10	3	-	-
教職大学院	20	12	5	8	0
ビジネス・MOT	26	30	18	9	5
会計	10	8	2	2	1
公共政策	8	4	2	5	0
その他	19	14	6	5	2
計	98	78	36	29	8

※文部科学省調べ 平成27年5月現在の状況

国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院

専門職大学院は、教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣から認証を受けた**認証評価機関の評価（5年以内ごと）を受けなければならない。**（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）

専門職大学院に対する認証評価は、専門職大学院の教育水準の向上に資するべく行われるものであり、認証評価機関は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の評価を実施する
評価項目としては、教育課程、教員組織のほか、成績評価、修了認定、入学者選抜、管理運営、施設設備、図書等が設けられている

	H22	H23	H24	H25	H26
法科大学院	-	2	20	37	7
教職大学院	7	9	7	3	-
ビジネス・MOT	8	1	3	14	7
会計	3	-	-	7	5
公共政策	1	1	1	2	1
公衆衛生	-	1	-	2	-
知的財産	-	-	-	1	2
臨床心理	-	3	-	1	1
ファッション・ビジネス	2	-	-	-	-
ビューティービジネス	-	-	1	-	-
情報、創造技術、原子力	1	-	1	1	2
助産	-	-	-	1	-
環境・造園	-	-	-	1	-
計	22	17	33	70	25

※追評価を除く

※文部科学省調べ